

IV 新規大学等卒業者の求人申込の手続きと各種サービス

1 求人の申込みについて

都内の事業所からの新規大学等卒業者に対する求人申込みには、次の方法があります。

申込先は事業所を管轄するハローワークになります。

方法①：前年度等の大卒求人票を活用する方法

変更箇所を朱書き訂正した前年度等の大卒求人票と新規追加項目を記載した「補足シート」を提出して申込み手続きを行う。

方法②：求人申込書（筆記式）に記入のうえ、窓口で申込み手続きを行う。

方法③：会社のパソコンなどから「ハローワークインターネットサービス」上で「求人者マイページ」を開設し、事業所情報や求人情報を登録する。

方法④：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、事業所情報や求人情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。

※新規大学等卒業者…大学（4年制）のほか、大学院・短大・高専・専修学校・公共職業能力開発施設（ただし修業年限2年以上の課程）等の卒業予定者及び修了予定者並びに卒業者及び修了者。

※ハローワークに求人を申し込んだことがある場合（事業所登録手続きが完了している場合）は、事業所情報の入力（仮登録）は省略されます。

求人申込書は、職種別に作成していただきます。同じ職種であれば、1部の求人申込書で複数の学歴を選択することができます。ご提出いただいた求人申込書を基に作成した求人票（大卒等）は、ハローワークインターネットサービスにて公開するため、各項目に字数制限を設けております。学生等にわかりやすく、漏れのないように記入してください。

また、会社案内等を作成されている場合には、新卒応援ハローワークへ1部郵送もしくはご持参いただく、同ハローワーク内にて学生等の閲覧用に展示いたします。

【求人申込・公開時期】（6ページ「3. 新規大学等卒業者に対する求人活動のルール」参照）

令和5年2月1日から受理を開始し、4月1日以降、随時公開します。

【求人の有効期限】

充足等による募集終了のご連絡がない限り、求人を申込まれた年度末（令和6年3月31日）までとなります。

【募集の中止又は募集人員の削減等について】

やむを得ず年度の途中で募集の中止又は募集人員を削減する場合や、求人内容を変更・修正する場合には、求人申込みをした事業所を管轄するハローワークまでお知らせください。

※募集の中止又は募集人員を削減する場合は、ハローワークに求人を出しているか否かに関わらず、あらかじめハローワーク等へ所定様式で通知する必要があります。（ただし、新規大学等卒業者に係る募集人員の削減については、これらの募集人員の合計を、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以

上減じようとする場合に限ります。)詳しくは、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 既卒者の募集について

既卒者については「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(32 ページ参照)の趣旨を踏まえ、少なくとも卒業後3年間は新卒枠での応募を受付けていただくようお願いいたします。

新卒者と既卒者を同じ条件で併せて募集される場合には、「求人申込書(大卒等)」の仕事内容欄に「既卒者・中退者の応募可否」及び選考方法欄に「既卒者等の入社日」を記載の上、事業所管轄のハローワークへお申込みください。

なお、既卒者のみを対象とした中途採用求人については、一般求人(フルタイム)によりお申込みください。

3 学生等の紹介及び事業主向けサービスについて

ハローワークでお申込みの大卒等求人は、ハローワークインターネットサービスに公開されますので、都内に限らず、全国のハローワーク及び新卒応援ハローワークから応募希望(紹介)の連絡があります。その際は求人内容や応募方法の説明等のご対応をお願いいたします。

また、求人情報公開のほか、以下のサービスを提供しています。

(1) 企業情報の提供

新卒応援ハローワークでは、学生等からの希望が多い事務職や営業職、IT 職等の求人を中心に、電話や企業訪問により、求人内容に関して詳しい内容をお伺いしております。お伺いした内容は全国のハローワーク及び新卒応援ハローワークで共有し、求人内容により合った学生等を紹介できるよう活用いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 学生等へのアプローチ

新卒応援ハローワークでは、「応募者が集まらない。」「応募者が集まるか不安だ。」といった企業のご相談も行っています。企業説明会の開催や就職面接会への参加など、企業と学生等が互いにアプローチできる機会を提案し、計画的な採用活動を支援しておりますので、お気軽にご相談ください。

4 新卒応援ハローワークについて

新卒応援ハローワークは、新規大学等卒業予定者や、卒業後概ね3年以内の既卒者などの方の就職を支援するために、全国に設置された専門のハローワークです。

都内に設置された、東京新卒応援ハローワーク及び八王子新卒応援ハローワークでは、就職についての相談や紹介、企業情報を提供するほか、各種セミナー等を開催しております。

また、より多くの企業と就職活動中の学生等・既卒者の出会いの場として、新卒応援ハローワークが主催する合同就職面接会や企業説明会を定期的に開催しています。開催日程・参加申込方法等については東京労働局のホームページに掲載いたします。

○東京都内の新卒応援ハローワーク

[東京新卒応援ハローワーク]

〒163-0721

東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 21 階

TEL 03-5339-8609 FAX 03-5339-8651

開庁時間 10:00~18:00 (土曜日は10:00~17:00)

開庁日 月~金曜日、第1・3土曜日

(祝日・年末年始を除く)

※土曜日は学生等の相談のみ受付しております。

事業主からの求人等相談は行っていません。

交通アクセス

- ・JR線 新宿駅西口下車 徒歩約10分
- ・都営地下鉄大江戸線 都庁前駅下車 徒歩約2分
- ・東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅下車 徒歩約5分



[八王子新卒応援ハローワーク]

〒192-0083

東京都八王子市旭町 10-2 八王子 TC ビル 6 階

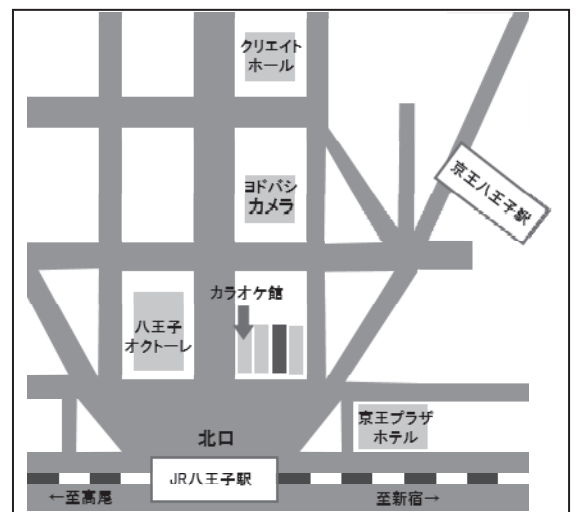
TEL 042-631-9505 FAX 042-680-8515

開庁時間 10:00~18:00

開庁日 月~金曜日 (祝日・年末年始を除く)

交通アクセス

- ・JR線 八王子駅北口下車 徒歩約2分
- ・京王線 京王八王子駅下車 徒歩約5分



5 東京外国人雇用サービスセンターについて

東京外国人雇用サービスセンターでは、日本に在留し、日本企業への就職を希望する外国人（留学生、専門的技術的分野の在留資格）に対する職業相談・紹介や、事業主・大学等に対する外国人雇用に関する各種情報提供など、以下の業務を行っております。

- ① 外国人留学生向けの新規学卒求人（アルバイトを除く）の相談
- ② 日本で就職を希望する外国人留学生に対する就職準備活動に係る助言・指導及び職業相談・紹介
- ③ 専門的・技術的分野の在留資格の方に対する職業相談・紹介
- ④ 外国人雇用に関する相談
- ⑤ 在留資格手続きに関する相談

開庁時間 9:00 ～ 17:00（土・日・祝日及び年末年始を除く）

所在地 〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13階

TEL 03-5361-8722

FAX 03-3358-6564

URL [https:// jsite.mhlw. go. jp /tokyo-foreigner/](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/)

交通アクセス

- ・ JR 中央線・総武線四ツ谷駅下車
徒歩約 1 分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線四ツ谷駅下車
徒歩約 3 分
- ・ 東京メトロ南北線四ツ谷駅下車
徒歩約 1 分

通訳員

英語・中国語

※通訳が必要な方はあらかじめ
電話で確認のうえお越してください



多様な人材の確保のために

通年採用や秋季採用の導入も 検討してみませんか？

新規学卒者「春季一括採用」のメリットとデメリット

メリット

新規学卒者の春季一括採用の仕組みには以下のようなメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として広く定着してきました。

- ▶ **事業主にとっては**、新規学卒者を集団的かつ集中的に正規雇用労働者として採用することで、長期雇用を見据えて効率的に企業内での訓練を実施しながら、必要な知識・技能を習得させていくことができる。
- ▶ **新規学卒者にとっても**、卒業から就業までの間、失業状態を経ることなく円滑に社会・職業生活に移行できる。

※これらのメリットが、以下のように、日本の若年層の失業率を、諸外国に比べ低く抑えることにつながっていると考えられます。

<15～24歳層の失業率> (出典：OECD.Stat2017)

| 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ | 韓国 |
|------|------|-------|-------|------|-------|
| 4.6% | 9.2% | 11.8% | 21.6% | 6.8% | 10.3% |

デメリット

その一方、春季一括採用の時期に留学などで就職活動ができなかったり、就職が決まらないまま卒業したりした場合には、就職先を見つけるのが難しいといったデメリットも存在します。

通年採用や秋季採用の導入等をすることで、
留学等のさまざまな経験をした
多様な学生・生徒の確保が可能となります！



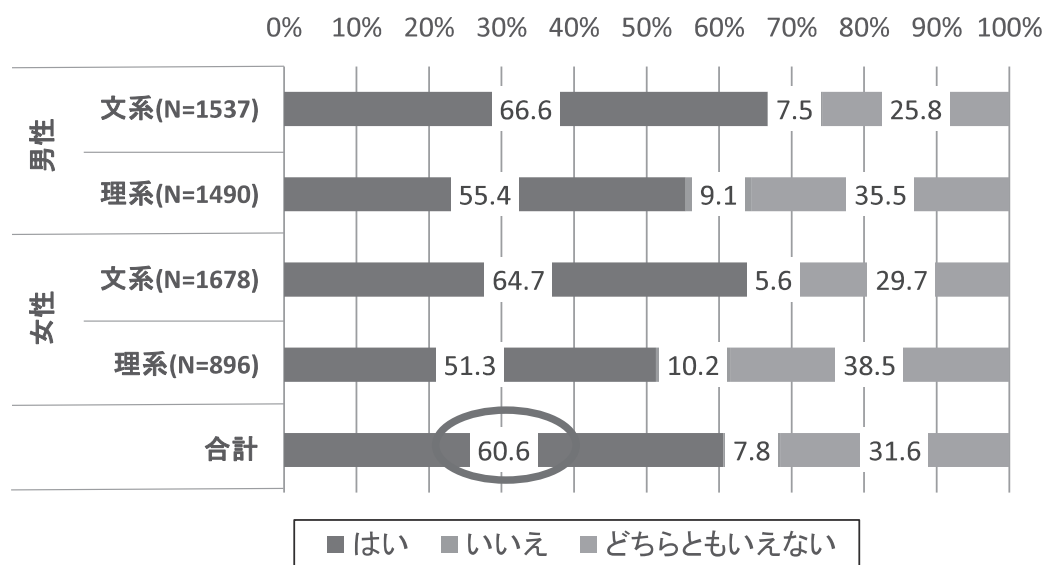
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく、「**青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等 その他の関係者が適切に対処するための指針**」（平成27年厚生労働省告示第406号）において、事業主が講ずべき措置として以下の事項を定めています。

学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること

通年募集・秋季募集に対する学生の意向

～学生の約6割が通年募集・秋季募集を行う企業の増加を望んでいます～

- 学生の多様な採用に対するニーズ調査において、「通年募集・秋季募集を行う企業が多ければ良いと思う」と回答した学生は60.6%に上ります。



調査対象：2018年3月以降に入社予定で調査時点（2017年7月）に就職活動をしている、あるいは調査時点までに就職活動をしていた大学生および大学院生5,601人

出典：JILPT 大学生・大学院生の多様な採用に対するニーズ調査（2018）

春季一括採用とともに、通年採用や秋季採用の導入等についても積極的なご検討をお願いいたします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク